

## 法と間（Ⅱ）

大 嶽 浩

Law and “Ma” (II)

Hiroshi Ootake

はじめに

- 一 法と時間（空間）
  - 二 法と中間（中流）
  - 三 法と甘え（慣行）（以下、本号）
  - 四 法と境界（曖昧）
- おわりに—法と両義性—

### 三 法と甘え（慣行）

法は文化を背景にして形成され、存続するもので、ある時点（場所）での法規＝実定法＝は、そこでの一応の成果として成立している。この事態は、デュルケームが経済や芸術、宗教といった諸現象と並んで法現象も「社会の投影」であるとし、「全体が部分を説明する」と述べていることからでも、納得できるであろう<sup>1)</sup>。

現実の条文が、人びとの願望（理想）や屈折（妥協）を表面的には具体的な形で表現していないとしても、それらを内々に折り込んでいるものと考えなくてはならないのは、「法例」（明治31年6月21日 法律第10号）や「商法」（明治32年3月9日 法律第48号）が「慣習」や「慣行」を重視している—一般論としても、「慣習は法の内容的母体である」といわれている—ことから、充分理解できる。したがって、法体系の部分的な構成「部分」だけを取り出して論じてみても、文化的な意義は低いと言わざるをえない。

しかしながら、「住」は生活の最も基本的な「部分」であって、「住まいに関する法」を論ずるに当たっては、必ず、「慣行」にも論究することになるから、「住」を単独で考察しても意義は高いであろう。たとえば、管子の有名な「衣食足って榮辱を知る」という言葉は、たんに住の重要性に気がつかなかったという事情があるだけのことで、本来的には「住への関心は薄くない行動がみられる」のである<sup>2)</sup>。

また、「方丈庵」に住むという生活態度に、日本人は素朴な共鳴意識を抱き、「うさぎ小屋」でもかまわないとする人が多いが、実は、長明自身は、家の大きさへの「執着と思しき」言葉を残しているのである<sup>3)</sup>

要するに、「住」に対しては、実は多くの人が必要な関心(欲望)を抱いているのである。そこで、住の貧しさを表すものとされている「うさぎ小屋」という言葉の意味について、少し、考えてみることにする。この言葉は、昭和54年3月のEC(欧州共同体)事務局の内部資料(秘密文書)・「対日経済戦略報告書」の中で使用され、日本人の「住環境の貧しさ」を表すものと伝えられているのであるが、歴史的にみれば、初出は1930年に、英国人が時の政府の建設した住宅を呼称したものであるという。つまり、「うさぎ小屋」を所有している現状は、意識の完結した満足さを表すものではなくて、「衣・食」から「衣・食・住」への精神的行動や、「小さな」方丈庵から「大きな」家への实际的行動と同様に、「充実した」家を獲得しようとする「中途の行動段階」を表すもの、と考えることにしたい<sup>4)</sup>

いずれにしても、家は、人生において基本的なもので、かつ、重要度が高いものである。そのことは、つぎのバシュラールの言葉でもよくわかるであろう。すなわち、彼はいう。「…家は偶然性をしめだし、連続性にいっそうの考慮をはらわせる。もしも家がなかったならば、人間は散乱した存在となるだろう。…家は人間をささえもる。家は肉体とたましいなのである。それは人間存在の最初の世界なのだ」と<sup>5)</sup>

さて、日本文化は「間」の文化であるという。そこで、「住」が「間」とどのような関わりを持っているのかを、一般的な「間」について若干触れながら、考察してみることにする。

ヨーロッパ社会の基本的観念が「権利」と「義務」という二者の対立関係であるのに対し、日本社会の基本的観念は「義理」・「人情」—あるいは「義理(人情)」もしくは「人情(義理)」—の「間(ま)」関係であるといわれる。つまり、ヨーロッパにおける「権利」と「義務」の観念は、近代市民社会の成立とともに発生した観念で一種の契約思想と考えられ、個人の権利としての批判精神と、社会への義務としての公共的精神をまったく等価値に置き、表裏一体であり、どちらを欠いても、個人も社会も成立しえないのに対し、日本の社会における義理、人情はこのような明確な関係ではない。義理はたしかに契約の関係も含むけれども、それは人情に包まれているのである。また場合によっては、人情を義理が包む場合もありうるのである<sup>6)</sup>

つまり、「間」は日本人のコミュニティー—住生活や住の意識—に微妙な影響を与えているので、それが失われることで、多くの人とはまどい、ときには孤独にさえしてしまうほどの重要な観念である<sup>7)</sup>

ただし、これをもってして、日本にはまったく二分法的思考方法は存在しない、と断定はできない。たとえば、和辻哲郎の『風土』の構成である。古来、世界に数ある文化や宗教を、二つの類型に大別して、その特色を対照的に明らかにする試みが、いろいろ行われてきており、本書は哲学的考察を行うものであるとはいえ、そうした文化的類型論に先鞭をつけたものとして評価されているのである<sup>8)</sup>

さらに、九鬼周造がその書『「いき」の構造』で、「床の間と畳とは二元的対立を明示していなければならない」とか、「床の間と床脇の違棚にも二元的対立を見せる必要がある」というように、まさに、ヨーロッパ的方法論である<sup>9)</sup>

実際、私たちは、「ウチとソト」あるいは「オモテとウラ」という二分法で住居を分節化することに「馴らされている」ので、「住まいに関する法」の分野においては、二分法にまったくの無縁というものでもないのである<sup>10)</sup>

そうはいうものの、わが二分法は「義理・人情」と「間」の「並列的二項」図式であって、本来的な二項対立図式ではないのであるから、「義理」「人情」「間」という、いわば「並列的三分法」である、といってもよいであろう。「精神と肉体」という二分法に代表される西洋とは別の思考方法が、私たちの考え方の根拠—住に対する意識—につながれているのである<sup>11)</sup>

もちろん、三分法といえども、わが日本だけのものでないのは、ローマ法の「法学提要」式の分類、すなわち、人・物・訴権という三者を想起すれば、充分理解できると思われる<sup>12)</sup>

要するに、二分法であれ、三分法であれ、当該社会の現象—住に対する現実行動—を理解するのに、どのような手段を採用するかの問題であって、たとえば、かのヘーゲルの「家族・社会・国家」の三分法といえども「好み(の手段)」といわれるほどである<sup>13)</sup>

いずれにしても、従来の「内と外」とか、「適応と反応」というような二分法からは脱却することが肝要で、そのことが新たな展開—住意識の変革—を生むことになるのである<sup>14)</sup>

つまり、一般的には、「私たちは空前絶後の二者択一の前に立たされている」状況にいたのであるが、「住」の問題に関しては、できうる限り三分法を採用して問題の解決を図る努力をすべきである<sup>15)</sup>

ところで、まさに「うさぎ小屋」について触れた箇所で、「行動」という単語を使用した。その「行動」には同一のものは存在しない。なぜなら、「家」というモノは消費財ではあるが、土地という不動産と協力して一体と成り、存在するものであるから、たとえ家そのものが同じモノであったとしても、土地とセットとなる時点で、この地球上で、ただ一つのモノとなるからである。そして、当然のことながら、具体的な「行動」は必ず「意識」を伴っているから、「家への行動」は特殊な行動である。しかしながら、私たちは、「他者に接近し、そしてその相手と一体になりたいという、そういう感情ないし行動」と定義される「甘え」観を抱いているのであるから、たとえ特殊な行動であっても、当該地域で類似の行為が反復継続すれば—「行動」が積み重ねられれば—、それらを「慣行」と呼んでもよいことになる<sup>16)</sup>

さらに、つぎに、当該「行動」を、「意識＝義理・人情」としての「内面上の」行動と、「慣行＝甘え」としての「事実上の」行動の二項対立図式に描いて、その構図のもとで両者が拮抗するうちに浮かび上がってくる<もの>について、触れてみる。その<もの>は、住宅法を一般法(＝民法)、中間法(＝借地・借家法)、特別法(＝公営住宅法)の三者に分けた場合の、特別法と「行動」の両者の拮抗するなかで生まれてくる<もの>と同一であって、それは、いうところの日本の「甘え」であると思う。簡単に言えば、「甘え」は一つの、慣行という基礎

的事実行為である。これに対し、特別法の存在を自明のこととして発想する「住まいの法」に関わる「間」は、他方において、中間法との「境界の場」を觀念するなかで生まれてくる「もの」であるだけに、「日本文化は間——一つの例として、住まいにおける間——の文化である」と明言される重要な概念であるにもかかわらず、具体的に説明することは、むづかしい。説明を期待できるどころか、むしろ、「特定できるようなものはもともと「間」ではない」とされるほどである。<sup>17)</sup>

もっとも、「秘められた可能性」が存在することにもなり、かえって、考察の「多様性が期待できる」ことにもなる。それが「間」のユニークな特徴であるといえよう。<sup>18)</sup>

しかしながら、ここでは、つぎの点を指摘するにとどめ、さらなる一般的な「間」の考察は他日に期することにしたいと思う。

すなわち、私たち日本人は、「すく」という現象に文化的な注意を向けて、積極的に肯定している点である。「すき間」を、けって、「負の概念と考えない」のである。<sup>19)</sup>

「住まい」の分野において、「間」が、格別に重要な地位を占めることになるのである。

もちろん、「間」の諸現象は、「ただ日本文化の根幹を成すというだけではない」ということも確認されなければならない。なぜなら、「間の現象」は、時間・空間という「直観形式」に共通した、「人類にとって、普遍性をもった生活の基底」の出来事であるからである。<sup>20)</sup>

#### 注

- 1) オクタビオ・パス著、今防人訳『レヴィ・ストロース、光と翳』（新曜社、1988年）5頁参照。
- 2) 小林孝輔「衣・食より住」（土地住宅問題・1986年5月号、2、3頁所収）参照。
- 3) 渡辺実「大きにてよきもの 家」（UP・1987年8月号、表紙②所収）参照。
- 4) 毎日新聞 昭和55年1月21日 夕刊 7面参照。
- 5) ガストン・バシュラール著、岩村行雄訳『空間の詩学』（思潮社、1984年）41頁参照。ただし、「家」の使用法については問題があり、たとえば、日本語の「いえ」にぴったりと当てはまる欧米語は存在しないと、<sup>1)</sup>「イエ」という表現のままに、わが国における家社会の時代的変遷と日本社会の組織原則を追求しようとするものに、佐藤誠三郎・公文俊平・村上泰亮『文明としてのイエ社会』（中央公論社、昭和54年、211～214頁参照）がある。さらに、木村尚三郎『家族の時代』（新潮社、昭和60年）42頁参照。
- 6) 剣持武彦「「間」の日本文化」（講談社、昭和53年）160,161頁参照。
- 7) 竹内宏『路地裏の経済学』（新潮文庫、昭和58年）17頁参照。
- 8) 松本滋『父性的宗教 母性的宗教』（東海大学出版会、1987年）1頁参照。
- 9) 九鬼周造『「いき」の構造』（岩波文庫、1979年）77頁参照。
- 10) 磯田光一『戦後史の空間』（新潮社、昭和58年）20頁参照。
- 11) 佐藤直樹「臓器移植に未来はあるか？」（法学セミナー・1990年8月号、巻頭言）参照。
- 12) 海老原明夫「オースティンとドイツ法学（その2）」（ジュリスト・1990年10月15日号、10,11頁所収）参照。
- 13) 田中茂樹「二分法と三分法」（ジュリスト・1986年11月15日号、69頁所収）参照。
- 14) 毎日新聞 1990年7月27日 夕刊 9面「今月の雑誌から」参照。
- 15) 渡辺守章『対談集 劇場の余白に』（青土社、1985年）292頁参照。
- 16) 小島武司「大塚久雄・川島武宜・土居健郎著『「甘え」と社会科学』（弘文堂）・書評」（時の法令・昭和55年7月23日号、25,26頁所収）参照。

- 17) 小田垣雅也「(書評) 間とは何か—武藤一雄『神学的・宗教哲学的論集Ⅱ』を読む—」(創文・1986年11月号, 18~20頁所収) 参照。
- 18) 多田道太郎『身辺の日本文化』(講談社学術文庫, 1989年) 84~89頁参照。
- 19) 牧野成一『ことばと空間』(東海大学出版会, 1980年) 256頁参照。
- 20) 木幡順三『間の感覚—技術時代への美学的反省』(理想・1983年4月号, 11~22頁所収, 12頁) 参照。  
なお、南博編『間の研究 日本人の美的表現』(講談社, 昭和58年) 参照。

#### 四 法と境界(曖昧)

「境界」という「場」について、エドマンド・リーチがつぎのようにいっている。すなわち、「自然のままの状態にあって、もともと切れ目のない連続体である場のなかに、われわれは人工的な境界をあれこれ創り出している」と。さらに続けて、その「人工的な分断作業」がどのように合理的・機能的な作業であろうとも、境界にはもともと「大きさが無い」のであるから、境界自体は常に「曖昧性」を内在させているものである、と述べている。境界が「存在(生成)」すれば、そこには必然的に、「曖昧性」も積極的に「存在(生成)」しているのである<sup>1)</sup>

ところで、一般的に、大衆社会にあっては、「境界の解体」が進行する現象がみられる。すなわち、大衆社会にあっては、相手との直接的な交渉を持ちたくないという願層が増大することで、これまでの社会を規定していた「枠」や「境界」が取り払われていくことになる。「公」と「私」、「中心」と「周辺」、「日常」と「非日常」といった枠組みが失われていくのであり、このような「社会(文化)」を規定している枠や境界の「解体」は、必然的に、人びとが行動するときに依拠していた手続きや儀礼という「形式(かたち)」を無効化してしまうのである—つまり、「曖昧性」が消極的にではあるが、「生成」するのである—<sup>2)</sup>

さて、パスカルが「宇宙にはいろいろなところに中心があって、周辺はない」といっている<sup>3)</sup>

このことは、総体としての人間の地位は宇宙の両極である「無限と無との中間者」と規定されることを意味するが、個人レベルでみれば「人は周辺というものを持つからこそ、その存在が確定する」ということであろう。つまり、「周辺」は「内と外との間(あいだ)の漠然とした領域」といえる部分である<sup>4)</sup>

これを「中心と周縁」理論によって説明すれば、つぎようになる。すなわち、現実の社会は均質ではなく、「中心的なもの」と「周縁的なもの」に分けられており、中心には、日常、光、富、権力、健康などが位置し、周縁には、非日常、闇、貧困、弱者、奇形などが配される。そして、「抑圧された場におとめられた周縁」が存在しなければ、この世の全体はかえって停滞するのであり、「中心は周縁に触れることによって生き返る」というものである。「周縁」は、重要かつ不可欠の存在なのである<sup>5)</sup>

さきに述べた、「住まいに関する法」を、一般法(民法)・中間法(借地・借家法)・特別法(公営住宅法)の三者に分ける三分法でみてみれば、一般法と中間法の「間(あいだ)」と中間法と特別法の「間(あいだ)」が「周縁(周辺)」であって、そこは、また「境界(場)」

でもある。二種類の「間(あいだ)」のうち、後者(中間法と特別法の間)がいわゆる「間(ま)」であり、前者(一般法と中間法の間)が一般的意味での「曖昧性」である。曖昧性を間(ま)の上位概念と考えるのである。

ここで、このことを、日本建築特有の空間を表現する「軒下」という部分で考えてみることにする。伝統的に、家の中でも家の外でもない中間領域を「軒下」と呼称しているが、軒下は「法律が無理に法律のなかに入れてしまった」部分ではあっても、法律上の概念であるから、正確に、その部分を観念するには「軒の下の空間」と表現しなければならない。そして、「軒の下」の「の」は「縮少の助詞」と考えなければならない、と提言する見解を、内面的側面からみてみれば、当該境界は、極限において消滅(喪失)してしまう性格を本来的に有している部分、ということになる。しかしながら、わが国では、「後者の境界」—中間法と特別法の間(あいだ)—についていえば、その境界が縮少の極限の状態に至っても、いまだなお、「間(ま)」の観念として、消滅しないで存在しているのである。特殊なものである。他方、「前者の境界」—一般法と中間法の間(あいだ)—は、一般論として、二項対立を許す曖昧性を内包できるほどの、充分の「広がり」を存続させているのである。<sup>6)</sup>

宇宙(世界)それ自体は、はじめはどこにも境界をもたずに、どこまでも無定型の連続体として、周辺をひきずっているのであるから、文化がそのうえに強いて線を引こうとすれば、どうしても、その線上に、どちらつかずの「両義的な存在」が生ずることになる。その存在を、そのままに認めると文化の秩序は崩壊してしまうことになるので、一方では、たとえば、全くの時代の妥協の産物である公営住宅法という「特別法」で、崩壊の危険性を抑圧しようとするのである。他方では、たとえば借地・借家法という「中間法」と、たとえば民法という「一般法」との間は、曖昧性をそのままの形で認めるのである。<sup>7)</sup>

さて、民法という「一般法」は、憲法もしくは自然法の代位かつ同位概念であるから、自然法の理念である「正義(の追求)」と中間法の境界の問題に置き換えることができる立場に位置している。つまり、本質的・究極的な「正義」の定義は、あまりにもユートピア的であるので、正義「らしさ」を措定せざるをえないことになるのである。いや、むしろ、正義「そのもの」を措定するより、「積極的な」正義「らしさ」とした方が、少なくとも民事(住まいに関する法)の場合には、妥当なではなからうかと思われる。<sup>8)</sup>

たとえば、中間法の一つである借地・借家法の「正当事由」の解釈自体が、あまりにも「相対的」であるということ、私たちは「一般法と中間法の間」に横たわる「曖昧性」の観念を厳密な意味で捉えることが出来ないているが、それは、一般的に、日本人の思考構造が「強力な中心」を持たないで成立しているところからきているのではないだろうか。<sup>9)</sup>

ロラン・バルトも、日本は中心のない構造を持つ「辞書のような文明」のひとつの「見本」である、といっているほどである。<sup>10)</sup>

一般的に、文明は、その及ぶ範囲を明確にし、その内部のまとまりをつけるためにも、一つの世界観を必要とする。そのために、周囲地続きの大陸にあっては、「場の限定—明確な表に

出る積極的な行動一」を行う必要があるが、日本という一つの「大屋根」の下空間では、そうした積極的な行動は必要がないのである。むしろ、逆に、他の思想にも所をゆずるために、行動を起こさない必要性の方が高いほどである。<sup>11)</sup>

確かに、私たちの社会は、あらゆる思想が「雑然と同居」しており、「思想が対決と蓄積の上に歴史的に構造化されていない」伝統を持つ社会であることを否定できないであろう。<sup>12)</sup>

もちろん、単なる曖昧好みは「知性の事前放棄であって、白痴的とのそしりは免れない」のであるが、「深謀遠慮の末のあえて温存する曖昧性」には、「大いなる賭けが込められている」ことになる。<sup>13)</sup>

ところが、たとえば、アメリカでは「二者択一に悩み、内面の流動と外面の硬直の二元対立に苦しんだ」すえに、積極的に、「曖昧性」を認めていこうとしている動きがみられるのに対し、日本では、いまだに西欧的原則に従い、その結果として、当否は別として、「忍耐強く、二元的「両立」の世界に冒険を試みている」状況下にある。<sup>14)</sup>

そこで、どのような「冒険」が試みられているのかを「個人 家族(家庭) 社会(都市)」の三者でみてみることにする。

まず、本来の硬い個人主義に対して、「柔らかい」個人主義を「対置」する試みである。これは、すべての人がすべて人なみにしか扱われない「誰でもよいひと(エニ・ボディー)」から、自分を「誰かであるひと(サム・ボディー)」として主張し、また、現実に応えられる場所を備えた社会が生まれつつある社会においては、従来型の個人主義とは違う、より柔軟な個人主義を推測しうる、とするものである。<sup>15)</sup>

つぎに、「柔らかい」概念の提唱は、家族の在り方に関してもみられる。すなわち、「柔構造家族」の存在が、日本の社会に「それなりの安定をもたらしてきた」とされるものである。<sup>16)</sup>

最後に、これからの都市を考えるうえでの「柔らかい都市」の概念を対置する必要を説くものである。<sup>17)</sup>

さらに、「アメニティ論」との関連において、「人間をとりまく空間の快適さへの欲求がしだいに強まり、「このような現代的問題意識の角度から検討してみると、“柔らかい空間”とは“快適空間”と同じ意味である」とする。<sup>18)</sup>

これは、「固い空間」に人間が関与した時には、それが「柔らかい空間」として「変貌してくる」とするものである。<sup>19)</sup>

要するに、日本社会は「いま固有性と近代性がハッピーに同居している」状況であり、そこに、まさしく「数寄屋と現代との接点を見る」観があるとするのである。<sup>20)</sup>

もちろん、社会構造がソフトであればあるほど、その社会内部の変革のエネルギーは、そのソフトな構造に吸収されやすくなり、「対置」の効果が薄れることになる。このことは、政治や経済の体制などについてはしばしば言われているが、知的・思想的構造についても当てはまるものである。<sup>21)</sup>

このように「柔らかい…」を「対置」する試みは、活発に行われている。しかし、「らしさ

を「措定」する発想は文学面はさておき、社会・心理学的考察を行う場合には、なじみにくい。<sup>22)</sup>

たとえば、「良心と人格」の関係について、良心を定義して「自分の存在、言動に後ろめたさを感じ得る能力である」とし、そのうえで、その能力の「統一ある働き」つまり、後ろめたさに堪え、なお、それと闘い、自分との馴れ合いを避ける努力—を通じることによって、「人格」が形成される、という構図で両者をとらえれば、まずなによりも、「良心そのもの」の理解が必要になる。ところが、「良心」の獲得・達成は不可能—あるいは、困難—であるという認識に基づいての、「良心的」という概念を措定しようとする「試み」=作業に対しては、私たちは、どこかに「まやかし」を感じて、批判的な態度を取りがちになるのである。<sup>23)</sup>

確かに、「こうした日本の精神風土にあって、“自分らしさ”を演出することは、時に非常に困難になってくる」ものではある。しかしながら、他方において、「らしくない人々の犯濫」という現象も認められるのであって、このことは逆に、「自分そのもの」に代位する「自分らしさ」を措定するには、むしろ、条件が良いことになる。すなわち、曖昧性を積極的に容認することに通じるからである。住まいの法に関する「境界（曖昧）」の考察に当たっては、「らしさ」の発想を、もっと活用すべきであろう。<sup>24)</sup>

## 注

- 1) エドモンド・リーチ著、青木保・宮地敬造訳『文化とコミュニケーション』（紀伊国屋書店、1981年）72頁参照。なお、建物一般について保坂陽一郎『境界のかたち』（講談社、1984年）参照。
- 2) 桜井哲夫『「近代」の意味』（日本放送出版協会、昭和59年）209、210頁参照。
- 3) 野田又夫『パスカル』（岩波新書、1976年）199頁参照。
- 4) 戸井田道三『忘れの構造』（筑摩書房、1985年）73～77頁参照。なお、「内」の世界が「境界」によって防衛されることにつき、山下純一「内と外」（法学セミナー・1988年11月号、95頁所収）参照。
- 5) 山口昌男『文化と両義性』（岩波書店、1975年）参照。
- 6) 多田・前掲注三（18）276頁および季御寧「風呂敷文化のポスト・モダン」（中央公論・1989年1月号、298～305頁所収）参照。なお、「の」に対する「と」の役割について大岡信『表現における近代』（岩波書店、1983年）29頁参照。
- 7) 竹内芳郎『文化の理論のために』（岩波書店、1982年）283頁参照。
- 8) もちろん、ギリシア的知性は「その高貴と柔軟性とのゆえに、自らを法的安定性という狭い分野に閉じ込めることが全くできなかった」のに対し、ローマは抽象的な正義につきものの「絶え間ない失策という対価を払っても、法を法として適用し、解釈し、しかもそれと同時に、より高い理想に法を一致させようという希望ないし願望を失わない能力」を持つと、ヘンリー・メーンがつとに指摘していることではある（ジェローム・フランク著、古賀正義訳『裁かれる裁判所（下）』弘文堂、昭和45年、615、616頁参照）。なお、水本浩「現代法学の方法と体系 序説(1)」(判例タイムズ・1987年7月25日号、2～15頁所収、15頁)参照。
- 9) もちろん、すでに、たとえば、ランケにより「一般条項への逃避の危険性」は指摘されている（渡辺博之「信義誠実の原則の構造論的考察(1)」民商法雑誌・昭和60年1月号、473～505頁所収、502頁参照）。なお、北沢芳邦「河合隼雄『中空構造日本の深層』（中央公論社）・書評」（日本経済新聞 昭和57年3月16日 26面）参照。
- 10) 佐々木孝次「バルトの「日本」」（書齋の窓・1985年7・8月号、32～37頁所収）参照。
- 11) 若山滋『「組み立てる文化」の国』（文芸春秋、昭和59年）177、178頁参照。
- 12) 丸山真男『日本の思想』（岩波新書、1977年）6頁参照。



- 13) 中津晴弘「プランニングとしての会社法務」(その3)「曖昧への冒険」(NBL・1984年5月15日号, 30~35頁所収) 参照。
- 14) 山崎正和『曖昧への冒険』(新潮社, 昭和56年) 241頁参照。
- 15) 山崎正和『柔らかな個人主義の誕生』(中央公論社, 昭和59年) 56~61頁参照。もっとも, 日本の個人主義は欧米以上に「欧米的」であるという指摘もある(公文俊平「文化と経済(1)―特殊対普遍一」日本経済新聞 昭和55年9月20日 12面参照)。
- 16) 日本消費経済研究所・余暇開発センター主催による「日米欧の価値と消費生活比較シンポジウム」における田崎篤郎氏の発言(日本経済新聞 昭和60年3月13日 29面) 参照。
- 17) 梅棹忠夫・上田篤編『やわらかい新都市』(講談社, 昭和59年) 参照。
- 18) 箱崎絵一『柔らかな都市の柔らかな空間』(時事通信社, 昭和61年新版)〈まえがき〉参照。なお, 「柔らかな日本経済」について竹内宏『柔構造の日本経済』(朝日新聞社, 昭和58年) また「柔らかな社会」そのものについては永井陽之助『柔構造社会と暴力』(中央公論社, 昭和49年) 参照。
- 19) 箱崎絵一『空間と情緒』(鹿島出版会, 昭和55年) 34, 35頁参照。
- 20) 「石井和紘『数奇屋の思考』(鹿島出版会)・書評―“やわらかい思想”持つ様式一」(毎日新聞 昭和61年1月27日 6面) 参照。さらに, 平田俊博「柔らかな合理主義」(理想・1989年夏号, 52~84頁所収) および平田俊博「柔らかな坂部哲学」(理想・1990年夏号, 67~75頁所収) 参照。
- 21) 村上陽一郎『日本近代科学の歩み(新版)』(三省堂, 1977年) 203頁参照。なお, 「国際建築」から「ポスト・モダン」への変転について堺屋太一「知価社会への道程」(中央公論・1991年3月号, 316~330頁所収) 参照。
- 22) 文学的には, 伝統文化との関連で, たとえば, 「わび」「幽玄」「いき」「気」「はかし」などの形象で, 取りあげられやすい。とりあえず, 中山治「『はかし』の心理―一人見知り親和型文化と日本人一」(創元社, 1989年) および谷崎潤一郎『陰翳礼讃』(中公文庫, 昭和63年) 参照。
- 23) 福田恒存「嫌権権の思考を排す―一人権と人格一」(中央公論・1978年9月号, 66~73頁所収) 参照。なお, 山本夏彦「良心的という名のうそ」(山本『毒言独語』中公文庫, 1990年, 115~117頁所収) および山本夏彦「良心的」(新潮社, 平成3年) 276頁参照。
- 24) 福富護『らしさ』の心理学』(講談社現代新書, 昭和60年) 166頁参照。なお, 井上和雄『資本主義と人間らしさ―アダム・スミスの場合一』日本経済評論社, 1988年) および浜口恵俊『日本らしさ』の再発見』(講談社学術文庫, 昭和63年) 参照。さらに, トクヴィル以来の, アメリカにおける個人主義の変遷について, ロバート・N・ベラー他著, 島藺進・中村圭志訳『心の習慣』(みすず書房, 1991年) 174~200頁参照。

### おわりに―法と両義性―

法には「価値判断」を下す一和解や判決の形で「最終的結論」を出す一際に, 常に, 「相対性」がつきまとうことを否定できないであろう(たとえば, 小稿の例でいえば, 「正当事由」の認定が, いかにか当事者の経済状態によって左右されるのかを想起すればよい)。ところで, 正義の女神ユスティティアは「剣」―さらに, 天秤および「目隠し」の顔面をも含めて―を所持している。彼女は, 法には「相対性」がつきまとうことから発生する「曖昧性」の問題に, 積極的に対峙していきたいとする「心構え」を, そのような姿勢を取ることで他者に理解してもらおうとしているのであり, 彼女のその姿勢は, いわば内面的努力を示す「象徴」である。他方, 外面的努力は, 「切る」行為に見られる。「切る」行為は, 現実の「判断(分類)」作業の「象徴」と観念できるもので, たとえば, 「定義」作業も現実の一作業であるから, 定義にあたっては,

剣で一刀両断するように、「厳密に」なされなければならない。

しかしながら、定義の作業は言語の本質からして、常に、「泥沼」に落ちこむ危険があり、泥沼化を避けるための努力としては、せいぜい「操作的定義」を行いえるのみである。たとえば、一々の「列示」を挙げて、それらの「積み重さね（組み合わせ）」の作業の継続を期待せざるをえないのである。また、「生ける法」を「探求」というのも、具体的な個々の事実行為（慣行）をできるだけ数多く、明示的に示す努力を継続することである—慣習は「法の内容的母体」なのであり、当然のごとくに、慣習のあるところには「隠れた秩序」が存在する—。

人間の活動は、基本的には、「一般法」で規制するのが原則であるが、生活には種々のバリエーションがあるので、一般的法規ではすべての行動をカバーできない。その結果、不備な箇所—すき間—が発生するということになる。そこで、この「すき間」を埋めるのに「判例の役割」が重要になり、鋭意、判例の研究・整理・蓄積がなされてきている。しかしながら、判例を重視するのは、法の本質からみれば当然の理りであり、むしろ、「すき間」を埋めるのに役立つのは、一般的定義にあたって「らしさ」の観念を積極的に導入しようとする姿勢を継続することである。「らしさ」を措定する試みは、究極の定義が不可能であることを認識することを前提にしており、結果的に、「柔らかさ」を対置する作業に通じることになる—もちろん、「曖昧性」にも通じる試みである—。

さて、法は訴訟法をその嚆矢とするのであるから、二項対立図式による思考が、法にとって必要不可欠であることは論をまたない。また、「人と物との関係」において、一般人を原則としている従来<sup>の</sup>の構図と異なり、経済人を措定し、逆に、経済人を原則とすることにしたり、あるいは、人が主体で物が客体であるのを、逆に、物が主体で人は単なる観客に置き換えたりするような、いわば「価値の逆転」といってもよいような発想も、二項図式に基づいているのである。

すなわち、「住まいに関する法」を考察するにあたっては、出来る限り三分法思考が取られなければならないが、それでもなお、二項図式の構図が根底にあることを忘れてはならないのである。

思考作用を住宅建築にたとえて説明する方法はデカルトも『方法叙説』で採用しているように、一般に、よく行われる。

しかし、エンゲルスの『住宅問題』が正面から「住宅問題」を扱って—彼はいう、「住宅問題の解決を望みながら、現代の大都市をそのまま維持しようとすることは、一つの背理である」と。また、彼は「住宅問題の解決は、すべての人が賃借人たる代りに、彼の住宅の所有者となる点にある」ともいう—も、ヘンリィ・ガットナーが、「住宅問題」を『住宅問題』で、通常のありふれた日常生活の中へ別の思惑を入りこませてしまっ—彼はいう、たとえば、「そうだよ、家賃といっても、あの連中は金銭を使うわけじゃない。幸運で支払うんだ」と—、主題であるべき「住宅問題」を別の問題に「逆転（変質）」させている事例にみられるように、「住まい」を人の思考の対象（客体）の道具として安易に取りあげるのは、危険である。

「人が主であって、住は主でない」ということは、だれにでも納得できるのではあるが、両者は、容易に、「相互移転（移入）」可能であり、また、時には、ともに同時に「主」あるいは「客」にもなりうるのであるから、思考作用において、住宅建築をたとえに使うのには注意が必要である。「住まいに関する法」の考察に際しては、「慣行」を重視しなくてはならないのであり、ひいては「間（ま）」の問題が大切になるのである。

最後に、エピクロス言葉を引用して、小稿を終えたいと思う。彼はいう、すなわち、  
 「正義はそれ自体で存在する或るものではない」と。また、  
 「正義の最大の果実は心の平静である」と。

そして、

「平静な心境の人は、自分自身にたいしても、煩いをもたない」と。

要するに、『方丈記』的な「住まいの現実的世界」だけでなく、「住まいに関する法の世界」においても、

「隠れて、生きよ」

の精神が、後世に、脈絡と受け継がれているのである。